

## 平成19年度 教育方針

国においては、教育再生を最重要課題とし、昨年12月22日に新しい教育基本法が公布・施行されました。これは、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定したものです。

三好町では、「まちづくりは人づくり」を基本理念に、「創造性にあふれ、心豊かで健やかな人」の育成を目的として平成15年度に策定した「三好町教育基本計画」に基づき、学校教育、生涯学習、文化・芸術及び体育スポーツの各分野にわたり各施策の着実な推進を図っております。

今年度においても、町民一人ひとりが三好の将来を担う創造力をもち、生涯にわたって生き生きと楽しく学び、活力のある暮らしができるよう、この教育基本計画に基づき、各教育分野における主な施策を次のように推進します。

### ○学校教育の充実

一人ひとりの子どもたちにとって「楽しい学校」「明日が待たれる学校」づくりをめざして、教職員が一丸となって子どもたちの指導にあたることができるよう各種の研修を通して、教職員の資質の向上に努めるとともに、学校教育の一層の充実を図るため、地域に根ざした「開かれた学校づくり」を進め、学校・家庭・地域の連携で子どもたちの健全な育成を図ります。

また、学校は、子どもたちが生活する場であるとともに、地域の防災の拠点の場でもあります。このため計画的に施設整備を図り、子どもたちが快適で安全に学ぶことができる学校環境づくりに努めます。

#### 1 生きる力を育む教育の推進

##### (1) 教員研修の充実

子どもたちに確かな学力の定着と豊かな心・たくましい体を育むために、各学校での現職研修をはじめ、愛知県教育委員会の指定による「授業名人活用推進事業」や「地域とはぐくむモラル向上事業」、三好町教育委員会の委嘱による研究実践、教員の県外研修など、教員の資質向上を図る様々な研修の機会を通して、教職員の資質の向上に努めます。

##### (2) 個に応じたきめ細かな指導の推進

各学校では授業形態や指導方法を工夫したり、地域の特色を活かした総合的な学習をすすめたりして、「生きる力」の育成を図っています。児童生徒の資質は多様です。児童生徒へのきめ細かな指導を行うために全小中学校に少人数指導等対応講師や情報教育対応講師を配置し、基礎・基本の定着、確かな学力の確保に努めます。今年度は指導時間を700時間から820時間に増やし、1年間を通じて指導に当たることができるよう一層の充実を図ります。

特別支援教育においては、対象となる児童生徒数が増加し、障害は複雑化していると言われます。一人ひとりの教育的ニーズを把握し、必要な支援を柔軟に実施することが

大切になってきました。特別支援教育の支援事業として「特別支援教育のための専門医相談事業」や「特別支援教育対応教員補助者配置事業」を実施します。さらに、今年度は補助者を増員し、教員を対象とした研修会を充実させ、子どもや教師への支援を一層推進します。

### (3) 日本語指導の推進

国際化にともない海外から日本に移住する人々の数は増加の一途です。本町においても、町内の小中学校に籍を置くブラジル国籍を始めとする外国籍の子どもが増えてきており、なかには日本語を全く理解できない子どももいます。このような子どもたちを対象に本年度新たな試みとして、日本語を指導する指導員を配置し、学校や地域での生活への適応を図ります。

### (4) 健全な食に関する知識の向上

小中学校及び保育園の成長期の子どもたちに、食の知識の向上と健全な発育を促進するため、おいしく、安全・安心な給食を提供します。また、食に対する感謝の念やもったいないとする思想の普及を図り、食べ残しを無くすことを目指します。さらに地元の農産物の活用とアピールにも努めます。

## 2 発達段階に応じた子どもの健全育成

0歳から10歳までの幼年期における子どもたちの、望ましい子育てについての啓発を図るため「子育てハンドブック」を、子どもの育ちの節目（母子健康手帳交付時、保育園・幼稚園入学時）に配付します。

また、保育園・幼稚園、小学校、中学校の異校種間で教員の交流を進め、実際の指導の場で研修をすることによって、子どもの成長段階に応じた指導内容や指導方法を再確認し、指導の連携を一層強化して子どもたちの指導にあたります。

## 3 開かれた学校づくり

保護者、地域の人々の理解と協力を得て学校運営を推進するために、全校において「学校評議員制度」や「学校支援ボランティア制度」を実施。各学校ではこうした機会を生かして、学校での教育活動について協議し、家庭・地域社会の提言や意見を学校の教育活動に取り入れたり、地域の教育力の活用を図るために地域講師や学校支援ボランティア制度の拡充を図ったりして、地域と共に歩む開かれた学校づくりに努めます。

また、学校施設では、年間を通して地域住民に運動場、体育館、武道場などの利用開放、夏季については、中部小学校、南部小学校、緑丘小学校でプールの無料開放も実施していきます。

## 4 心の居場所づくりの推進

子どもたちと共感的な態度で接し、心の居場所のある温かい学級・学年・学校づくりを進めます。学習や友達関係等で悩み、不適応を起こしていると思われる子どもに働きかけたり、また、いじめや悩みなどの早期発見・早期解消を図るために「子どもの相談員」、「心の教室相談員」を小中学校に配置し、家庭・学校・地域との連携で児童生徒の健全育成を図ります。

また、学校だけでは相談・解決を図ることが難しい内容に対応するため、三好町教育学習センターにおいて「ふれあい教室」やスクールアドバイザーによる相談事業を実施します。

## 5 児童生徒の安全管理

子どもたちの安全な学校生活を確保するために、学校ごとに作成している危機管理マニュアルに基づいて防犯訓練を実施し、緊急時における教職員の役割を明確にして危機管理体制を整えます。

子どもたちの生活の安全確保には、多くの大人目で子どもたちを見守ることが大切です。定期的にパトロールを実施して子どもたちの安全を確保するための継続的な取り組みを呼びかけ、PTAや地域の方に理解・支援をいただき、小学校区単位で地域ぐるみの学校安全体制（スクールガード）の整備を推進します。今年度はスクールガードリーダーを1名増員、2名のリーダーから登下校時の安全確保について指導を受けることができるようにします。

また、不審者の出没時には教育委員会から関係機関や関係者へ電話やFAXで速やかに情報を送っております。さらに本年度は新たな取り組みとして、携帯電話を使って一斉にメールで情報送信するなど緊急情報網を整備し、安全確保体制の一層の充実を図ります。

## 6 教育施設の整備

きたよし地区の児童の増加に対応して、本年度黒笹小学校を開校。みなよし地区においては南部小学校の校舎増築事業を実施します。また、学校施設等の老朽化に伴い、新たに三好中学校大規模改修事業に取り組みます。さらには、中部小学校、三好丘小学校の人荷兼用エレベータ改修事業や、地震等による災害対策として小中学校のガラス飛散防止フィルム整備事業など学校施設の更なる安全性の確保に努めるとともに、小学校の保健室、図書室等の空調機整備事業を実施することにより、教育環境の維持向上を推進します。

## 7 学校図書の充実

「心を豊かにする読書活動の推進」を実現するため、平成16年度から4ヶ年計画で整備を図ってきた各学校図書館の蔵書率が今年度で100%となり、文部科学省の方針である学校規模に応じた基準冊数に達成します。今後も児童・生徒に親しまれる図書の充実を図るとともに、本年度より学校司書教諭の補助員を試行的に配置して、学校図書の利用促進を図ります。

## ○文化・芸術の振興

郷土文化の発展と町民の文化・芸術意識の高揚をめざし、昭和42年に創立した「三好町文化協会」は、今年、40年の節目の年を迎えます。この節目を記念するための各種記念事業の開催を支援するとともに、この機会を契機として、さらに一層の文化・芸術のまちづくりを推進します。また、自主的に活動している地域の活動団体等が、日頃

の学習成果を発表する機会の創出に努めます。

さらに、文化芸術の拠点施設である文化センターサンアートで、「三好演劇塾」「三好音楽祭」など各種の住民参加型事業を実施するとともに、年10回のロビーコンサートを開催して、アマチュア・セミプロアーティストの育成と芸術文化に触れる機会を提供します。鑑賞型事業としては、落語二人会の公演を行うとともに、青少年の音楽活動育成のため、みよし少年少女合唱団の育成を図ります。

なお、平成19年度からは、三好町勤労文化会館およびふるさと会館の施設管理を指定管理者に委託し、更なる住民サービスの向上を図ります。

## ○図書館サービスの向上

図書館は、基本的人権のひとつとして“知る自由”をもつ国民に、学ぶための資料と学ぶ場を提供することをもっとも重要な任務としています。このことを基本に本町の図書館では、生涯学習とくらしの支援として、幅広い図書資料の充実と情報提供を行い、信頼される身近な図書館づくりを目指します。

読書に親しみ心の豊かさを育むために、三好町子ども読書活動推進計画に基づき図書館友の会との協働による本の読み聞かせなど読書の啓発に取り組み、読書ボランティア活動の活発化と親子読書の心ふれあう図書館活動を計画的に推進します。

またインターネット蔵書検索システムの機能拡充を行い、時代に即した図書館情報サービスの向上に努めます。

## ○文化財の保護・活用と伝統文化の保存継承の推進

文化財は、郷土の歴史のなかで生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられた貴重な町民の財産であります。その保護・保存と活用及び団体の育成支援を図るとともに、資料館での展示と資料整理を行うなど、町民の潤いと楽しい学びのための事業を推進します。

また、埋蔵文化財の発掘調査を行い、出土品については報告書としてまとめ、広く町民に紹介してまいります。

新編「三好町誌」の編さんについては、歴史的な史実としての資料に基づき三好町の歴史的発展を明らかにし、新たに発見された多くの貴重な資料をも町民共有の財産として後世に伝えるため、平成22年を目標に新編「三好町誌」(別編、資料編、本文編)を編さんします。今年度は、三好町誌編さん基本計画に基づき資料編の編さんに取り組みます。

## ○スポーツの振興

スポーツは、健全な心身を育てる手段であるだけでなく、生きがいがづくり、仲間づくりにおいても有効です。本町では、平成17年4月に「三好町スポーツ振興基本計画」を策定し、これに基づき総合型地域スポーツクラブ、スポーツ教室、地区体力づくり等を通じてスポーツに親しむ機会の提供に努め、町民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進めています。また、学校体育施設を開放することにより身近にスポーツができる場を提供し、体力、健康づくりを推進するとともに、スポーツを通じた地域の交流を図ります。

## 1 総合型地域スポーツクラブの設立・育成

いつでも、誰でも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができ、会員自らが地域の特性を生かし企画・運営を行い、健康づくりと地域・世代間の交流を進めることを目的とした、総合型地域スポーツクラブ「なかよしクラブ」への育成支援と、みなよし地区でのクラブ設立・育成支援を行います。

## 2 カヌーのまち・三好

わかしゃち国体以後、カヌー競技の振興を推進してきており、国体で整備された「三好池カヌー競技場」の有効活用と、カヌーを通じた青少年健全育成と全国の中学生との交流を図るため「平成19年度全国中学生カヌー大会」を開催します。

また、水辺での地域交流を推進するとともに、カヌー競技への関心を高め、理解を深めるため、誰もが気軽に乗ることができる10人乗りのゴムボート「Eボート」を活用した「第4回Eボート交流会」を開催します。